

伊那中央行政組合公印規則

昭和43年3月15日
規則第1号

改正	昭和46年12月25日	規則第4号	昭和61年1月14日	規則第1号
	昭和62年6月1日	規則第1号	平成10年4月1日	規則第2号
	平成14年8月16日	規則第3号	平成15年4月1日	規則第8号
	平成18年3月31日	規則第4号	平成19年3月30日	規則第1号
	平成24年11月1日	規則第3号	平成25年3月21日	規則第4号
	平成27年11月1日	規則第7号	平成31年3月28日	規則第2号

(趣旨)

第1条 この規則は、伊那中央行政組合の公印を定め、その管理及び取扱いの適正を期するため必要な事項を定めるものとする。

(公印の種類)

第2条 公印の種類は次に定めるものとする。

- (1) 組合長印 組合長名をもって執行する文書
- (2) 組合長職務代理人印 組合長職務代理人名をもって執行する文書
- (3) 会計管理者印 会計管理者名をもって執行する文書
- (4) 議会議長印 議会議長名をもって執行する文書
- (5) 監査委員印 監査委員名をもって執行する文書
- (6) 公平委員会印 公平委員会名をもって執行する文書
- (7) 病院長印 病院長名をもって執行する文書
- (8) 企業出納員印 病院事業企業出納員名をもって執行する文書
- (9) 現金取扱員印 病院事業現金取扱員名をもって執行する文書
- (10) 訪問看護ステーション管理者印 訪問看護ステーション管理者名をもって執行する文書
- (11) その他の印 前各号に規定する公印に併用又は準じて使用されるもの

(公印の名称等)

第3条 公印の名称、用途、管守者、寸法、ひな型及び個数は別表のとおりとする。

(公印の管守)

第4条 公印は、常に厳正に取り扱い、別表に定めるものが責任をもって管守し、使用しないときは堅固な容器に納めて、鍵を施さなければならない。

- 2 公印の管守に関する事務は、事務局長が総括する。
- 3 公印を登録し、これを管理するため事務局長は、公印台帳（様式第1号）を作成し、整理保存しなければならない。
- 4 公印の調整、改刻又は廃棄は、事務局長が組合長の承認を得て行う。

(公印の使用)

第5条 公印を使用するときは押印しようとする文書に決裁済みの原議書を添えて管守者に提示し、承認を受けなければならない。

- 2 前項の承認は規定による手続を経ているかを審査するもので文書の内容に及ぶものではない。
- 3 公印は、朱肉又はインクにより押印するものとする。
- 4 第3条による専用印の使用範囲は伊那中央行政組合事務専決代決規程（昭和45年訓令第1号）の規定する専用事項に限るものとする。

(公印使用の特例)

第6条 特別の事由のあるものについては、前条第1項の規定にかかわらず管守者の許可を得て、あらかじめ用紙に公印を押すことができる。

- 2 特別の理由により公印を持ち出して使用するとき、又は休日若しくは勤務時間外に公印を使用しようとするときは、管守者の許可を得て公印持出・時間外使用簿（様式第2号）に所定事項を記載し、使用しなければならない。

（公印の刷込み）

第7条 組合が作成する文書で一定の内容のものを多数印刷する場合は、公印の印影を刷り込むことができる。

- 2 前項の規定により公印を刷り込む場合は、公印刷込等申請書（様式第3号）により、事務局長へ申請し、承認を得なければならない。
- 3 事務局長は、前項の承認をしたときは、公印特殊使用簿（様式第4号）により承認の状況を明らかにしておかなければならない。

（電子印による公印）

第8条 電子計算組織を利用して公文書を作成する場合は、事務局長の承認を得て、電子印（電子計算組織に入力した公印の印影を当該電子計算組織の制御の下にある印刷装置により打ち出す場合の当該打ち出された印影をいう。以下同じ。）を公印として使用することができる。

- 2 前項の規定により電子印を公印として使用する場合は、前条第2項の公印刷込等申請書により事務局長に申請し、承認を得なければならない。

（公印新調、改刻及び廃止）

第9条 公印を新調、改刻又は廃止したときは、公印の名称及び印影並びに使用開始又は廃止の期日、その他必要な事項を告示するものとする。ただし、第2条第4号及び第5号の公印については、告示を必要としない。

- 2 廃止された公印は、事務局長が引き継ぎを受けて廃止された日から起算して5年間保存しなければならない。
- 3 保存期間を経過した公印は、焼却その他の方法により廃棄しなければならない。

（公印の事故）

第10条 公印の盗難、紛失、偽造等の事故を生じたときは管守者は直ちにその旨を事務局長を経て組合長に届け出なければならない。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行について、現に使用中の公印で、別表の規定に適合するものは、この規則によるものとする。

附 則（昭和46年12月25日規則第4号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和61年1月14日規則第1号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和62年6月1日規則第1号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成10年4月1日規則第2号抄）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成10年4月1日から施行する。

附 則（平成14年8月16日規則第3号）

この規則は、平成14年12月1日から施行する。

附 則（平成15年4月1日規則第8号）

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成18年3月31日規則第4号）

この規則は、平成18年3月31日から施行する。

附 則（平成19年3月30日規則第1号）
この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成24年11月1日規則第3号）
この規則は、平成24年11月1日から施行する。

附 則（平成25年3月21日規則第4号）
この規則は、平成25年3月21日から施行する。

附 則（平成27年11月1日規則第7号）
この規則は、平成27年11月1日から施行する。

附 則（平成31年3月28日規則第2号）
この規則は、平成31年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

公印の 名 称	用 途	管 守 者	寸法及びひな型 <small>(寸法の単位はミリメートル) 字 体 は て ん 書</small>		個 数
組合長印	辞令 一般文書	事務局長	方21	長 行 伊 長 之 政 那 野 印 組 中 野 合 合 央 県	1
組合長印	褒状用	事務局長	方36	長 行 伊 長 之 政 那 野 印 組 中 野 合 合 央 県	1
組合長印	衛生センター専用	衛生センター 所長	方21	長野県伊那 中央行政組 合長之印 伊那中央衛生 センター専用	1
組合長職務代理 者印	辞令 一般文書	事務局長	方18	長野県伊那 中央行政組 合 長 職 務 代 理 者 之 印	1
会計管理者印	会計管理者の職務に よるもの	会計管理者	方18	管 組 中 長 理 合 央 野 者 合 行 伊 之 会 計 政 那 印 計 政 那	1
議会議長印	議長の職務によるもの	事務局長	方18	会 政 那 長 議 組 中 野 長 合 央 県 印 議 行 伊	1
監査委員印	監査委員の職務によ るもの	事務局長	方18	伊 那 中 央 行 政 組 合 監 査 委 員 之 印	1

第3編 伊那中央行政組合公印規則

公平委員会印	公平委員会の職務によるもの	事務局長	方18	伊那中央行政組合公平委員会印	1
病院長印	病院長名をもって執行するもの	総務課長	方18	院那長 長中野 之央県 印病伊	1
病院長印	褒状用	総務課長	方34	院那長 長中野 之央県 印病伊	1
病院長印	医事課専用	医事課長	方18	長野県伊 那中央病 院長之印 医事課専用	1
病院長印	麻薬・覚せい剤原料専用	薬剤部長	方18	長野県伊 那中央病 院長の印 麻薬・覚せい 剤原料専用	1
企業出納員印	出納	事務局長	方18	伊那中央病院 事業会計企業 出納員之印	1

第3編 伊那中央行政組合公印規則

現金取扱員印	出納	医事課長	径24		6
訪問看護ステーション管理者印	訪問看護ステーション管理者の職務によるもの	訪問看護ステーション管理者	方18		1
長野県伊那中央行政組合割印	割印	事務局長 医事課長 衛生センター所長			3
長野県伊那中央病院割印	割印	総務課長 医事課長			2

様式第1号 (第4条関係)

公印台帳兼公印新調・改廃決裁書

組 合 長			助 役					
新調	改刻	廃止	新調	改刻	廃止	新調	改刻	廃止
事務局長								
新調	改刻	廃止	新調	改刻	廃止	新調	改刻	廃止
名称			印 影		改刻時の印影	廃止時の印影		
用途								
寸法								
個数								
材質								
書体								
年 月 日新調					理由			
年 月 日使用開始					理由			
年 月 日改刻					理由			
年 月 日廃止					理由			
管 守 者								
職 名	氏 名				印	引継年月日		

様式第2号（第6条関係）

公印持出・時間外使用簿

公印 名称 用途	使用日時 (持出期間)	使用理由 持出先	使用者	菅守者
			所属 氏名	職名 氏名
	自 年 月 日 時			
	至 年 月 日 時		印	印
	自 年 月 日 時			
	至 年 月 日 時		印	印
	自 年 月 日 時			
	至 年 月 日 時		印	印
	自 年 月 日 時			
	至 年 月 日 時		印	印
	自 年 月 日 時			
	至 年 月 日 時		印	印
	自 年 月 日 時			
	至 年 月 日 時		印	印
	自 年 月 日 時			
	至 年 月 日 時		印	印

様式第3号（第7条関係）

公 印 刷 込 等 申 請 書

年 月 日

伊那中央行政組合 事務局長 あて

所属長 氏名 _____ 印

下記のとおり公印を使用したいので、承認願います。

記

文書等の 名称		刷込み等 枚数	枚
公印の名称 及び用途		原印影	
公印の刷込 み等を必要 とする理由		印刷用又は 電子印影	

様式第4号 (第7条関係)

公 印 特 殊 使 用 簿

承認 年月日	文書等 名称	刷込 み等 枚数	公 印	申請者	事務 局長 承認印	備 考 (電子印)
			名称 用途	所属 氏 名		